

契約締結前交付書面兼商品概要説明書

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

- ・ この書面には、個人向け国債のお取引ならびに金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引前にご確認ください。
- ・ 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- ・ 当組合では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当組合の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当組合の財産と分別し、記帳および振替を行います。

口座管理手数料はかかりません。

個人向け国債を購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。

中途換金の制限等について（詳細は項番 10、11 をご覧ください。）

- ・ 発行から 1 年間は、中途換金できません。
- ・ 発行から 1 年経過以降であれば中途換金することができますが、その場合、原則として※中途換金調整額として直近 2 回分の利子（税引前）相当額×0.79685 のお支払が必要となります。

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

個人向け国債のお取引ならびに金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、中途換金調整額が異なることがあります。

個人向け利付国庫債券〔個人向け国債（変動・10年）〕

1	商品名	個人向け利付国庫債券（変動・10年）
2	商品概要	日本国が発行し、元本の償還や利子のお支払いをいたします。 個人のお客様のみを対象とする、変動金利の国債です。
3	ご利用いただける方	個人のお客様
4	販売方式	個人向け国債は募集方式のお取り扱いとなります。 国債振替決済制度にもとづく口座管理方式によりお取り扱いいたします。
5	償還期限、償還金額	発行後10年、額面100円につき100円
6	利率	半年ごとに実勢金利に応じて利率が変動します。具体的な利率の設定方法は次のとおりです。 - 各利払期における利率は、基準金利に0.66を乗じた値（小数点以下第3位を四捨五入し、0.01%刻み）。 （第1回債～第34回債については、基準金利から0.80%を差し引いた値。） - 基準金利は10年固定利付国債の金利とし、原則として利子計算期間開始時の前月の10年固定利付国債の入札（初回の利子については募集期間の開始時の直前に行われた入札）における平均落札利回り（平均落札価格を基に算出される複利利回り（小数点以下第3位を四捨五入し、0.01%刻み））となります。ただし利率の下限は、0.05%です。
7	利息の受取方法	年2回（半年毎）の利払日に、下記計算式で計算された金額をお支払いいたします。（ご指定の貯金口座へ入金いたします。） 「額面金額×適用利率（年率：%）/100×1/2」ただし、初回利子は「額面金額×適用利率（年率：%）/100×（1/2－未発行期間/365）」（税引前※） ※税金については、下記「8 租税の概要」をご覧ください。 なお、利払日が休業日にあたる場合は翌営業日のお支払いとなります。
8	租税の概要	お客様に対する課税は、次によります。 - 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。 障がい者の方や寡婦年金等を受給されている方などについては、いわゆる「障がい者等のマル優制度」や「障がい者等の特別マル優制度」の非課税貯蓄制度の適用がうけられます。 - 個人向け国債の利子および個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。 なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
9	購入方法	
	最低額面金額	1万円
	購入単位	額面1万円以上1万円単位
	募集の価格	額面100円につき100円
	代金支払方法	募集においては、原則としてお申し込みの際に購入対価の全額をお支払いいただきます。 購入代金をお預かりしてから個人向け国債が発行されるまでは付利されません。
10	中途換金時の取り扱い	発行から1年間は、中途換金できません。 発行から1年経過以降であれば中途換金できますが、その場合、中途換金調整額として直近2回分の利子（税引前）相当額×0.79685のお支払いが必要です。 ※所定の手続きの上、約定日の2営業日後に指定口座へ入金いたします。 なお、受渡日が償還日以降となる中途換金の約定はできません。 （約定日は、窓口での受付から2営業日後となります。）
11	中途換金に関する	保有者ご本人の死亡による場合、または、大規模な自然災害により被害を受

個人向け利付国庫債券〔個人向け国債（変動・10年）〕

特例事項	けた場合は発行から1年に満たなくとも中途換金できます。 その場合の中途換金調整額は次のとおりです。 ・初回の利子支払日から第2期利子支払日前までの間に換金する場合 初回の利子（税引前）相当額×0.79685+経過利子（税引前）相当額 ・初回の利子支払日前に換金する場合 経過利子（税引前）相当額
12 口座管理手数料	なし
13 金利情報の入手方法	店頭にお問い合わせください。
14 その他参考となる事項	本商品は農水産業協同組合貯金保険（貯金保険）の対象外です。 また、当組合でご購入いただいた個人向け国債は、投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。 なお、受渡日までのご資金は、貯金保険制度上、全額保護対象となります。 一度約定した取引の取り消しは原則できません。
15 個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要	当組合における個人向け国債のお取引については、次によります。 ・個人向け国債の募集 ・個人向け国債の中途換金の為の手続き
16 金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要	当組合では、お客様からの有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当組合の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当組合の財産と分別し、記帳および振替を行います。
17 金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の終了事由	当組合の保護預り規定兼振替決済口座管理規定に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約は解除されます。 ・お客様から解約のお申し出があった場合 ・お客様が当組合の保護預り規定兼振替決済口座管理規定に違反した場合
18 当組合が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要	当組合が行う登録金融機関業務は、主に投資信託・国債の窓口販売等であり、当組合において個人向け国債のお取引を行われる場合は、次によります。 ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。 ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。 ・ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。
19 当組合の概要	
商号等	庄内みどり農業協同組合 登録金融機関 東北財務局長（登金）第106号
本店所在地	〒998-8510 山形県酒田市曙町一丁目1番地 0234-26-5500
加入協会・団体等	当組合は日本証券業協会に加入していません。また、当組合が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）またはリスク管理室（電話：0234-43-8777）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

個人向け利付国庫債券〔個人向け国債（変動・10年）〕

		また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合総合企画部リスク審査課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
	主な事業	上記の登録金融機関業務のほか、営農、経済、信用、共済等の各種事業
	設立年月	平成6年4月
20	お問い合わせ先	庄内みどり農業協同組合 本所 信用部金融推進課 またはお取引のある支店にご連絡ください。 電話番号0234-26-5545 <受付時間>月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

お客様ご記入欄

私の投資目的は次のとおりです。※該当するもの1つに☑してください。「その他」の場合は（ ）にご記入ください。

☐投資元本の安全性を重視する。

☐その他（ ）